

地方からの提案個票

〈各府省第2次回答まで〉

通番	ヒアリング事項	個票のページ
19	国立公園における一定の工作物の建築に係る環境大臣との協議の廃止	1～4
25	鳥獣保護区における狩猟による捕獲の特例制度の創設	5～10
3	防災拠点・避難所に非常用の合併処理浄化槽を設置する場合における建築基準法の規制緩和	11～14
36	公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和	15～18
40	公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化	19～22
11	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲	23～30
18	民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう見直し	31～34
16	都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」に関する受講免除等の要件緩和等	35～45

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

重点事項通番:19

(8月8日 第43回専門部会にて審議)

管理番号

169

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

国定公園における一定の工作物の建築にかかる環境大臣との協議の廃止

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

国定公園の特別地域内において、一定の要件(高さが50メートル又はその地上部分の容積が30,000立法メートル超)を超える工作物新築、改築又は増築にかかる許可の際に必要な環境大臣との協議の廃止

具体的な支障事例

【現状】

「都道府県知事は、国定公園の特別地域内において、工作物の高さが50メートル又はその地上部分の容積が30,000立法メートルを超える新築、改築又は増築について許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境大臣に協議しなければならない」と定められている。

【支障事例】

兵庫県ではシカによる生態系への被害が深刻化し、被害額は約1.6億円(H27年度、全国5位)となっており、防護柵等の設置が急務であることから、スピーディな対応が望まれる。

しかし、許可に当たって環境大臣との協議を要することについて、処理期間(申請受理から回答まで)が2~3ヶ月程度かかる場合があるなど、事務処理に時間を要しており、国定公園の適正な環境保全や迅速な対応に支障を来している。

さらに、環境大臣との協議は現地確認を伴わない書類審査であることから、県の意見に疑義を示されることがほとんど無い状況であり、形骸化した手続となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

環境大臣との協議を廃止することで、国定公園の管理責任を持つ都道府県知事による許認可を迅速に行うことができ、地域の実情を踏まえた国定公園の適正な環境保全のための対策に資する。

根拠法令等

自然公園法第20条第5項、第68条第2項
自然公園法施行規則第11条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

○提案のあった、国定公園の特別地域内において、一定の要件(高さが50メートル又はその地上部分の容積が30,000立法メートル超)を超える工作物新築、改築又は増築にかかる許可の際に必要な環境大臣との協議については、「公園指定の意義を失わせかねない非常に大規模な行為については、当該国定公園を指定し、公園計画を立案した環境大臣に協議をするべき」との趣旨により、平成12年に設けられた規定である。

○協議対象となる行為は、地方分権の趣旨を踏まえ必要最小限に抑えるべきであるところ、ご提示のあった支障事例にある鳥獣害対策に係る防護柵の設置等のような「公園指定の意義を失わせかねない非常に大規模な行為」とは言えない行為までも、法令の規定上の要件に合致する場合、協議対象になってしまう実態があるため、そのような行為については、規定を精査し、協議を不要とする方向性で法令等の改正作業を進めたい。

○一方、それ以外の行為については、提案団体が求めている提案の内容が必ずしも明らかでない状況である。よって、今後、提案の趣旨を内閣府を通じて精査したうえで、当該提案への対応の可否を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県の提案は、都道府県知事が自然公園法第20条第5項及び第68条2項にかかる許可にあたり、環境大臣協議に時間を要しており、迅速な対応ができないことから、法定協議を廃止すべきとの趣旨である。

鳥獣害対策に係る防護柵の設置等以外の規則第11条の3第1号及び第2号の行為についても、同様に法定協議は廃止すべきものと考えている。

なお、大規模な行為の許可にあたっては、許可の判断の参考として、必要な事務的協議は当該規定に関わらず行うことになると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

国定公園における一定の工作物の建築に係る環境大臣の協議については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○第1次回答にあるように、「協議対象となる行為は、地方分権の趣旨を踏まえ必要最小限に抑えるべき」である。

施行規則第11条の3第2号については、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月閣議決定。第2次見直し)策定時の議論において、同条第1号と同様に「大規模な開発行為」に係る規定と整理されていることや、許可等の多くの行為が自治事務である国定公園制度の実態を踏まえれば、法定協議を廃止しても、都道府県知事の責任において事務執行が可能であると考えられる。

このため、第2号についても廃止した上で、法第20条第5項の「当該国定公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して」の規定を「国際条約に関する地域において」に明確に限定するなど、抜本的な見直しを図るべきではないか。

各府省からの第2次回答

○「鳥獣害対策に係る防護柵の設置等以外の規則第11条の3第1号及び第2号の行為についても、同様に法定協議は廃止すべき」との提案団体のご指摘や、全国知事会の御意見、提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点を踏まえ、自然公園法施行規則第11条の3を改正し、同条第1号の規定を削除することにより、当該規定に係る環境大臣協議を廃止する方針で作業を進めてまいりたい。

○一方、同条第2号の規定に関する行為については、自然環境に与える影響が極めて大きい行為であり、慎重な検討を要するところ、提案団体からは具体的な支障事例が示されておらず、また提案団体以外の都道府県知事の意向も踏まえるべきであることから、これらの事項を内閣府を通じて確認した上で、慎重に検討してまいりたい。

○提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点にある「法第20条第5項の「当該国定公園の風致に及ぼ

す影響その他の事情を考慮して」の規定を「国際条約に関する地域において」に明確に限定するなど、抜本的な見直しを図るべきではないか。」との点に関しては、法第20条第5項の現行条文でも特段の支障事例はなく、上述の第2号の規定についても慎重に検討をすべきであることから、当該規定については維持することとしたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

重点事項通番:25

(8月8日 第43回専門部会にて審議)

管理番号

166

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

鳥獣保護区における狩猟による捕獲等の特例制度の創設

提案団体

岐阜県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

鳥獣保護区内における農林業被害の防止等を図るため、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、特に必要があると認める時は保護区内において狩猟による捕獲等を可能とする区域を指定できるといった、新たな鳥獣保護区指定制度を導入する。

具体的な支障事例

【制度の概要】

鳥獣保護区(以下、保護区という。)内では、鳥獣を保護し生物多様性の保全を図るため、全ての鳥獣の狩猟による捕獲等(法第11条第1項第2号に基づく捕獲等を含む。また、「捕獲等」は捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。)が一律に禁止されている。

ただし、野生鳥獣被害が生じている場合等にあつては、都道府県等による許可により捕獲等が可能とされている。

【具体的な支障事例】

岐阜県では、野生鳥獣による農林業被害が拡大しており(平成26年度は4億3,000万円)、このうちイノシシ・ニホンジカによる被害が55%を占めている。特に、中濃北部・飛騨南部・西濃南部といったニホンジカの生息密度の高い地域では、森林内の植物を摂食することによる植生の衰退など、生態系への影響も懸念されている。県内の被害を受けている地域からは、保護区内でのイノシシ・ニホンジカの狩猟による捕獲等を認めてほしい旨の意見が寄せられている。

現行制度において保護区内で捕獲等をするためには従事者を定め、都道府県等が許可しなければならないが、近年進む狩猟者免許保持者の減少や高齢化から、地域で拡大する被害に応じた従事者を確保することが困難となっている。

そのため、捕獲等の拡大が見込めず、イノシシ、ニホンジカの増加を抑制できない状況となっているため、より多くの者が狩猟による捕獲等に携わることができる制度を導入する必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

許可捕獲の捕獲従事者だけでなく、一般の狩猟者が鳥獣保護区で狩猟による捕獲等ができるようになることで、イノシシ・ニホンジカの捕獲がすすみ、増加するこれらの生息数の低減、ひいては農林業被害額の低減や、生態系への影響を抑止する効果が期待される。

根拠法令等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

静岡県、兵庫県、五島市

○本県においてもイノシシ・シカ等の被害が多く、「狩猟鳥獣(シカ・イノシシ等の有害鳥獣を除く)捕獲禁止区域」としての指定を行う場合がある。

しかし、当該区域は鳥獣保護区更新の同意が得られない場合の例外的措置であり、十分な防除対策・有害捕獲を既に実施していることなど指定のハードルが高く、指定は数カ所にとどまっている。

通常の鳥獣保護区を更新する場合も含め、有害鳥獣による農林水産被害が多い区域において、区域の指定に係る利害関係者の同意を得ることは非常に困難であり、有害鳥獣まで保護する現在の鳥獣保護区制度が、現状に適合しないという意見も多い。

○近年、鳥獣保護区において、区域の縮小や特定猟具禁止区域への変更を求める声が市町から寄せられている。これは、鳥獣保護区周辺での農林業被害が深刻であることに起因している。鳥獣保護区では、有害捕獲許可により捕獲が可能であるが、県内市町では、捕獲報償金制度の適正執行を図るため、狩猟期中の有害捕獲許可を敬遠する傾向があり、狩猟期において鳥獣保護区での捕獲は、一部の捕獲班を除いてほとんど行われていないのが現状である。

各府省からの第1次回答

○鳥獣保護区内であっても、都道府県の判断で、都道府県知事の許可を得て行う捕獲(許可捕獲)や、集中的に捕獲を行う事業(指定管理鳥獣捕獲等事業等)の実施が可能。鳥獣保護区内では、その他の鳥獣の生息状況に配慮しながら、許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業により被害対策を図ることが基本的な対応。

○許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業では、狩猟期間内外に関わらず、通年、必要な捕獲を、必要な人数に認めることが可能。狩猟期間中に、鳥獣保護区で捕獲を希望している方々に対し、必要に応じて、狩猟期間中の捕獲許可を与えればよいのではないかと。仮に、捕獲許可の運用が厳しいことにより捕獲従事者が限定されているのであれば、まずこれらの運用の実態を精査し、見直すべきではないかと。

(参考)例えば、法令上は、許可捕獲に従事しうる方について制限はない(県外の方も許可を取得することが可能)ところ、岐阜県の第11次鳥獣保護事業計画書第四4(4)②③に規定する被害防止を目的とした捕獲の許可基準において、許可対象者の条件として、当該年度又は前年度の「狩猟者登録」又は「有害鳥獣の捕獲の実績」を課しているなど、国が基本指針において示す許可基準の考え方と比べて許可対象者をより限定的にする条件が見られ、県による捕獲許可の運用によって、許可捕獲の従事者が限定されている可能性がある。

○なお、提案においては、平成26年の法改正により創設された指定管理鳥獣捕獲等事業の実施状況や制度評価等が加味されていない。法改正の趣旨も踏まえ、鳥獣の管理を推進するため、県が必要に応じて鳥獣保護区も含めて当該事業を強化し、適切な捕獲許可の運用を図ることが先決と考える。

○また、狩猟を認めることが適当であって、鳥獣保護区により鳥獣の保護を図る必要がないと判断された場合、又はそのような区域については、都道府県知事の権限で県指定の鳥獣保護区を解除することが可能。県指定の鳥獣保護区の指定・解除については、都道府県の自治事務であるところ、鳥獣の生息状況や地域の実情に応じて、都道府県において適切に判断されたい。

○仮に、提案通り、特例的に鳥獣保護区で狩猟を認めた場合、許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業と異なり、狩猟者の行動を把握・制御することは不可能となり、鳥獣保護区内で営巣する鳥類の営巣放棄につながる等、鳥獣保護区が本来果たすべき鳥獣の保護に重大な支障を及ぼす懸念がある。また、合法的な捕獲行為なのか、指定された鳥獣だけを狩猟として捕獲しているか、といった確認が困難となり、実態上、適切な鳥獣保護区の管理ができなくなるおそれもある。これらのことから、鳥獣保護区内で狩猟を認めることは、狩猟を禁止し、鳥獣の保護を図るという鳥獣保護区の制度の趣旨を損なうものとする。

以上より、狩猟を禁止している鳥獣保護区内において、狩猟を認めることは適当ではなく、受け入れられない。許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業等の適切な運用・実施、又は、県指定の鳥獣保護区の解除等、現行制度の範囲内において、都道府県の権限で十分な対応が可能と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○本県では、県下全域において許可捕獲により、ニホンジカ 4,965 頭、イノシシ 6,791 頭を捕獲(平成27年度実績)している。また、平成27年度から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しており、ニホンジカ 60 頭を捕獲している。しかしながら、鳥獣保護区を含む県内の森林では、ニホンジカの摂食による生態系被害が食い止められていない。

○許可捕獲等の従事者は猟友会員が中心で、集落周辺の農作物被害防止のための有害鳥獣の捕獲が優先されるため、森林被害の対策まで十分に行えていない。捕獲の担い手を県内又は全国からいかに掘り起し、集めるかが課題である。鳥獣保護区においてニホンジカ等の狩猟を可能とすることで、猟友会に属さない個人の狩猟者を引き込み、許可捕獲等に抛らない自由な捕獲を促していきたいと考えている。

○本来、鳥獣保護区は、鳥獣を保護し生物多様性の保全を図ることを目的に指定している区域であり、鳥獣被害をもたらす特定の鳥獣が生息していることのみをもって、その指定を解除することは考えていない。鳥獣保護区を維持しつつ、鳥獣の生息状況や地域の実情に応じて、都道府県の判断により特定の鳥獣に限って狩猟捕獲を可能とすることが、鳥獣の保護と農林水産業被害の防止を両立させる観点から、最も合理的であると考えている。

○鳥獣保護区における狩猟の特例においては、対象区域の選別、対象鳥獣の限定、猟法の限定等といった運用をすることにより、営巣放棄等といった支障を防ぐことが可能であると考えている。

○狩猟における捕獲行為は、法第 66 条に基づく報告等を求めることにより、狩猟者の行動の把握に努めているところ。また、違法な捕獲行為については刑事罰等による抑制が働いている。

(見解の詳細は補足資料に記載)

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

鳥獣保護区では、有害捕獲許可により捕獲が可能であるが、市町によっては、違法捕獲と誤認されるのを防ぐため、狩猟期間中の有害捕獲許可を控える傾向がある。そのため、たとえ有害鳥獣が増加していても、狩猟期においては十分に鳥獣保護区内での捕獲を行えないのが現状である。

現場においては、農家の高齢化に伴い防除対策の担い手の確保が困難となっており、関係者からは、民家付近に有害鳥獣が出没することから鳥獣保護区制度そのものを否定する声も上がっている。

鳥獣保護区の解除を1区域でも実施してしまうと、その周辺や他の区域についても解除を強く求められる可能性があり、多くの鳥獣保護区が撤廃されるような状況に陥りかねない。現状、鳥獣保護区の拡大や新規の要望がほとんどなく、今後、減少が見込まれる中、鳥獣保護区制度を維持していくためには、規制の緩和、新たなカテゴリーの設置などが必要ではないかと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○以下の点に鑑み、提案の特例制度を創設すべきではないか。

①提案団体は、指定管理鳥獣捕獲等事業の活用などと並行して提案の特例制度を導入することで、鳥獣の保護は維持しつつ、土日を中心に活動している狩猟者を保護区内のシカ・イノシシの捕獲に可能な限り動員したいという意向であり、分権の観点から自由な選択の枠組みを認めることが重要である。

②狩猟であっても、法に基づく狩猟者登録(55条)や報告義務(66条)のほか、「シカ・イノシシ出猟カレンダー」などの取組により狩猟者の行動の把握は可能であり、また、提案の特例制度については、必要に応じて特例を解除して狩猟者の行動を制限することも可能であるため、許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業と比較して鳥類の営巣放棄等の懸念に大きな違いはない。

③昭和38年に禁猟区が鳥獣保護区に移行し、平成26年には法律名及び目的規定に新たに管理という概念が加わった経緯があり、また、シカ・イノシシによる植生の衰退などにより、本来果たすべき鳥獣の保護にも支障を及ぼしている状況を踏まえれば、提案の特例制度の創設は法の目的に沿っており、鳥獣保護区の制度の趣旨を損なうものではない。

各府省からの第2次回答

○下記①～⑤のことから、提案の内容は受け入れられず、提案のような特例制度以外の、1次回答で回答した方法や下記②でお示した方法のいずれかで対応する必要があると考える。

①鳥獣保護区は、一定の区域内で、個人の自由な意思による狩猟行為を禁止することにより、鳥獣の捕獲そのものだけでなく、発砲音や狩猟者の自由な土地への出入りを抑制し、もって、長期的に鳥獣の安寧な生息環境や営巣・繁殖環境を維持し、国土において鳥獣の保護を図る区域を確保することを制度の趣旨としている。

法的な規制としても、鳥獣保護区は実質的に「狩猟行為」のみを規制している区域であり、そのことにより制度の趣旨を担保していることから考えれば、一定の条件下であったとしても、鳥獣保護区において「狩猟行為」を認める特例を設けることは、鳥獣保護区制度を骨抜きにするものである。

②一方で、提案のような区域・方法・期間を限定してニホンジカ・イノシシ等特定の鳥獣の狩猟を認める区域は、鳥獣保護区を解除した上で、法第12条第2項に基づく「狩猟鳥獣(ニホンジカ・イノシシを除く)捕獲禁止区域」や、法第14条第1項に基づく「特例休猟区」により実現可能である。よって、鳥獣保護区において「狩猟行為」を認める特例を設けることは、既存の制度とも重複し、制度全体を複雑にする。

③また、①のような鳥獣保護区制度の趣旨・成り立ちから、鳥獣保護区において狩猟を禁止する制度上・社会上の要請は高く、自然保護や環境保全の観点から、「規制の骨抜き」などと厳しい指摘を受ける可能性が高い。

④さらに、これまで自由な意思に基づく狩猟行為を認めていなかった鳥獣保護区において何らの調整もなく狩猟行為を認めることは、事故の増加(狩猟者同士の事故、地元住民やハイカー等への加害など)のほか、なわばりをめぐる地域のトラブルの増加が懸念される。

⑤加えて、狩猟期間中に、狩猟可能な区域で指定管理鳥獣捕獲等事業や許可捕獲を実施する場合は、事故等を避けるため、あらかじめ捕獲を行う時期や区域について、当該区域に入猟する狩猟者等と調整を図る必要がある。この点、調整の結果、鳥獣保護区内での指定管理鳥獣捕獲等事業や許可捕獲の実施期間や実施区域が制限される可能性が高く、逆に、十分な捕獲が進まず、鳥獣保護区内での鳥獣の計画的な管理が円滑に進まなくなるおそれがある。

※全文は別紙参照

「鳥獣保護区における狩猟の特例制度の創設」に係る
提案団体等からの見解に対する環境省 2 次回答

下記①～⑤のことから、提案の内容は受け入れられず、提案の背景にある真の支障である「鳥獣による被害への対策」については、提案のような特例制度以外の、1 次回答で回答した方法や下記②でお示した方法のいずれかで対応する必要があると考える。

①鳥獣保護区は、一定の区域内で、個人の自由な意思による狩猟行為を禁止することにより、鳥獣の捕獲そのものだけでなく、発砲音や狩猟者の自由な土地への出入りを抑制し、もって、長期的に鳥獣の安寧な生息環境や営巣・繁殖環境を維持し、国土において鳥獣の保護を図る区域を確保することを制度の趣旨としている。

(この点、休猟区は、狩猟行為そのものを問題視しているものではなく、狩猟資源の保護のため、実際に対象となる狩猟鳥獣が捕獲され、生息数が減少することを防ぐために狩猟を禁止しているため、鳥獣保護区と休猟区では、規制の対象行為に係る考え方の範囲が異なっている点に留意が必要)

法的な規制としても、鳥獣保護区は実質的に「狩猟行為」のみを規制している区域であり、そのことにより制度の趣旨を担保していることから考えれば、一定の条件下であったとしても、鳥獣保護区において「狩猟行為」を認める特例を設けることは、鳥獣保護区制度を骨抜きにするものである。

②一方で、提案のような区域・方法・期間を限定してニホンジカ・イノシシ等特定の鳥獣の狩猟を認める区域は、鳥獣保護区を解除した上で、法第 12 条第 2 項に基づく「狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域」や、法第 14 条第 1 項に基づく「特例休猟区」により実現可能である。よって、鳥獣保護区において「狩猟行為」を認める特例を設けることは、既存の制度とも重複し、制度全体を複雑にする。

③また、①のような鳥獣保護区制度の趣旨・成り立ちから、鳥獣保護区において狩猟を禁止する制度上・社会上の要請は高く、鳥獣保護区において「狩猟行為」を認める特例を設けることは、自然保護や環境保全の観点から、「規制の骨抜き」などと厳しい指摘を受ける可能性が高い。

④さらに、これまで自由な意思に基づく狩猟行為を認めていなかった鳥獣保護区において何らの調整もなく狩猟行為を認めることは、事故の増加（狩猟者同士の事故、地元住民やハイカー等への加害など）のほか、なわばりをめぐる地域のトラブルの増加が懸念される。

⑤加えて、狩猟期間中に、狩猟可能な区域で指定管理鳥獣捕獲等事業や許可捕獲を実施する場合は、事故等を避けるため、あらかじめ捕獲を行う時期や区域について、当該区域に入猟する狩猟者等と調整を図る必要がある。この点、狩猟をすることが狩猟者の権利であることから、調整の結果、鳥獣保護区内での指定管理鳥獣捕獲等事業や許可捕獲の実施期間や実施区域が制限される可能性が高く、逆に、十分な捕獲が進まず、鳥獣保護区内での鳥獣の計画的な管理が円滑に進まなくなるおそれがある。

なお、今回の提案は鳥獣保護区で狩猟の捕獲圧を少しでも導入したいという提案となっているが、提案県の状況を詳細に伺ったところ、許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業の担い手が不足していることこそが真の支障の原因と思われた。

そうであるならば、提案団体からの見解に「狩猟に頼らない行政主体の捕獲事業の推進という法改正の趣旨を踏まえ、今後も本事業を活用した鳥獣害対策をすすめる」と記載のあるとおり、行政が主体的かつ組織的に実施する指定管理鳥獣捕獲等事業や許可捕獲を早急に強化するため、その担い手となる狩猟者や認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保を図ることが急務であり、このことこそが「鳥獣保護区での被害を軽減すること」につながるものとする。この点について、当省の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業で認定鳥獣捕獲等事業者の育成についても交付対象としているところ、提案団体の取組に係る経費の補助も可能である。また、狩猟者や事業者の育成の好事例などを周知する等の支援も可能であるため、適宜相談いただきたい。